

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第275号)

平成15年9月29日

横情審答申第275号

平成15年9月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月27日緑政管第139号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)愛護会活動報告書（平成10年度第3期分 茅ヶ崎南かきのき公園）」、「(2)愛護会活動報告書（平成10年度第4期分 茅ヶ崎南かきのき公園）」、「(3)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿（平成10年度）」及び「(4)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿（平成11年度）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)愛護会活動報告書(平成10年度第3期分 茅ヶ崎南かきのき公園)」、「(2)愛護会活動報告書(平成10年度第4期分 茅ヶ崎南かきのき公園)」、「(3)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿(平成10年度)」及び「(4)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿(平成11年度)」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)愛護会活動報告書(平成10年度第3期分 茅ヶ崎南かきのき公園)」(以下「文書1」という。)、「(2)愛護会活動報告書(平成10年度第4期分 茅ヶ崎南かきのき公園)」(以下「文書2」という。)、「(3)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿(平成10年度)」(以下「文書3」という。)及び「(4)茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿(平成11年度)」(以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年7月31日付で行った非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書1及び文書2については、横浜市公園愛護会事務取扱要綱において提出することとなっており、提出するよう公園愛護会長に対し督促を行ったが、結局提出されなかったため、本市は保有していない。
- (2) 文書3及び文書4については、同要綱に提出する規定がないため、公園愛護会長より提出を受けておらず、本市は保有していない。

したがって、文書1から文書4については、公園愛護会長より提出を受けておらず、本市は保有していないため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書

の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分取消しを求める。
- (2) 活動報告書や会員名簿は、愛護会自体の存在を明らかにするために必要な情報である。
- (3) 横浜市は活動報告書や会員名簿を愛護会から提出させる義務がある。したがって、不存在による非開示は不当である。
- (4) かきのき公園について、地域住民には、何も知らされない。地元自治会、市役所も明確な回答をしない。
- (5) 公園愛護会の存在も市からの管理費の使途も確認できない。市は詳細な資料を提出すべきである。

5 審査会の判断

(1) 公園愛護会に係る事業について

公園愛護会に係る事業は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるように清掃・除草等を自発的に行う団体を育成し、もって公園愛護精神の高揚を図ることを目的とするもので、横浜市公園愛護会要綱（以下「愛護会要綱」という。）に基づき実施されている。

愛護会要綱第15条では、公園愛護会長は、公園愛護会費決算報告書（第4号様式）及び公園愛護会活動報告書（第5号様式）を市長に毎年4月末までに提出するものと規定している。

また、愛護会要綱では、公園愛護会の会員名簿の提出については規定されていない。

なお、実施機関が非開示理由説明書に記載した「横浜市公園愛護会事務取扱要綱」については、平成12年4月1日以降に適用されるもので、本件については「横浜市公園愛護会要綱」を適用することが正しい。

(2) 本件申立文書について

文書1及び文書2は、茅ヶ崎南かきのき公園愛護会に係る愛護会活動報告書の平成10年度第3期分及び平成10年度第4期分であって、様式も愛護会要綱で定められている。

文書3及び文書4は、茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿の平成10年度分及び平成11年度分である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、公園愛護会長より提出を受けておらず、

保有していないと主張している。

そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について検討するため、平成15年6月27日に実施機関に対して事情聴取を行った。

イ それによると、実施機関は、文書1及び文書2については、愛護会要綱で横浜市に提出することとなっており、提出するよう公園愛護会長に対し督促を行ったが、結局提出されなかったため保有していないとし、文書3及び文書4については、愛護会要綱に提出する規定がなく、事務上も必要としていないため、公園愛護会長より提出を受けておらず、保有していないとしている。

ウ しかし、文書1及び文書2については、実施機関が自ら制定した愛護会要綱で、各公園愛護会長が横浜市長に提出することを規定しており、本来、当該公園愛護会長から当該公園愛護会の活動状況報告として提出を受けるべきであったと考えられ、督促を行ったとしても、結果として、当該文書を取得しなかった対応には疑問がある。

また、横浜市長は、公園愛護会に対し愛護会費を年1回交付していることからしても、公園愛護会活動報告書により公園愛護会の活動が適正に行われていたかを把握すべきであったと考える。

エ しかしながら、当審査会としては、実施機関が、文書1及び文書2については、当該公園愛護会長から提出を受けておらず、存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

オ また、文書3及び文書4については、愛護会要綱でも提出を規定していないこと及び、事務上必要としないことから、取得していないという実施機関の主張に不合理な点は認められなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議